



観 観 産 第 6 2 2 号  
平成29年12月28日

各都道府県旅行業主管課長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）



### 改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）による改正後の旅行業法においては、第6条等において暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団等がその事業活動を支配する者を排除する条項が整備されました。

旅行業法の実務においては、通常、下記の照会対象となる者（以下「申請者等」という。）が暴力団員等に該当するか否かの確認は、申請者等から暴力団員等に該当しない旨の誓約書の提出を受けることを以て担保しているところですが、それでもなお都道府県旅行業主管課において申請者等が暴力団等に該当する懸念がある場合には、警視庁又は道府県警察の暴力団対策を主管する課の長に対し、別紙様式により照会を行うようお願いいたします。

### 記

#### ○照会対象となる者

##### （1）旅行業、旅行業者代理業関係

- ・旅行業の登録を受けようとする者又は旅行業者
- ・旅行業者代理業の登録を受けようとする者又は旅行業者代理業者
- ・旅行業務取扱管理者
- ・旅程管理業務主任者

##### （2）旅行サービス手配業関係

- ・旅行サービス手配業の登録を受けようとする者又は旅行サービス手配業者
- ・旅行サービス手配業務取扱管理者

（別紙様式）

番 号  
年 月 日

警視庁又は道府県警察  
暴力団対策主管課長 殿

各都道府県旅行業主管課長

### 照 会 書

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録等の事務に関し、下記の者が同法において排除の対象となる暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）その他の者に該当するかについて照会します。

### 記

- 1 名称（個人の場合は氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、個人が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別）
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別（個人の場合は不要）
- 4 役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別（個人の場合は不要）

参考：対応表

	暴力団員等 (※)	営業に関し成年者と同一の 行為能力を有しない未成年 者でその法定代理人が暴力 団員等(※)に該当する者	法人であって、その役 員のうちに暴力団員等 (※)に該当する者が あるもの	暴力団員等 (※)がその事 業活動を支配す る者
旅行業の登録を 受けようとする 者又は旅行者 (第6条第1項 第3号及び第 19条第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行者代理業 の登録を受けよ うとする者又は 旅行者代理業 者 (第6条第1項 第3号及び第 19条第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行業務取扱管 理者 (第11条の2 第6項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—
旅程管理業務主 任者 (第12条の1 第1項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—
旅行サービス手 配業の登録を受 けようとする者 又は旅行サービ ス手配業者 (第26条第1 項第1号及び 第37条第1 項第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行サービス手 配業務取扱管理 者 (第28条第2 項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—

※暴力団員等：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。